

確認じゃ! 給付金。

臨時福祉給付金 (経済対策分)

1人につき1万5千円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
支給対象者の方

平成26年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。

申請書を
確認じゃ!

- 給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成28年)1月1日時点
でお住まいの市町村です。
- 支給対象者には、4月上旬に申請書を
送付します。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。
読谷村の受付期間は下記の通りです。

お問い合わせ先

申請受付期間：平成29年4月10日(月)～7月10日

※土日祝祭日を除く

申請に関するお問い合わせ先

読谷村

電話番号：098-958-6660

福祉課 臨時福祉給付金担当：午前9時～11時30分 午後1時～4時30分 / 月～金曜日

厚生労働省給付金専用ダイヤル

0570-037-192

■IP電話からおかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370
午前9時～午後6時(土日祝も開設。ただし12月18日以降は平日のみ。)



カクニンジャ 検索



「臨時福祉給付金」を装う
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

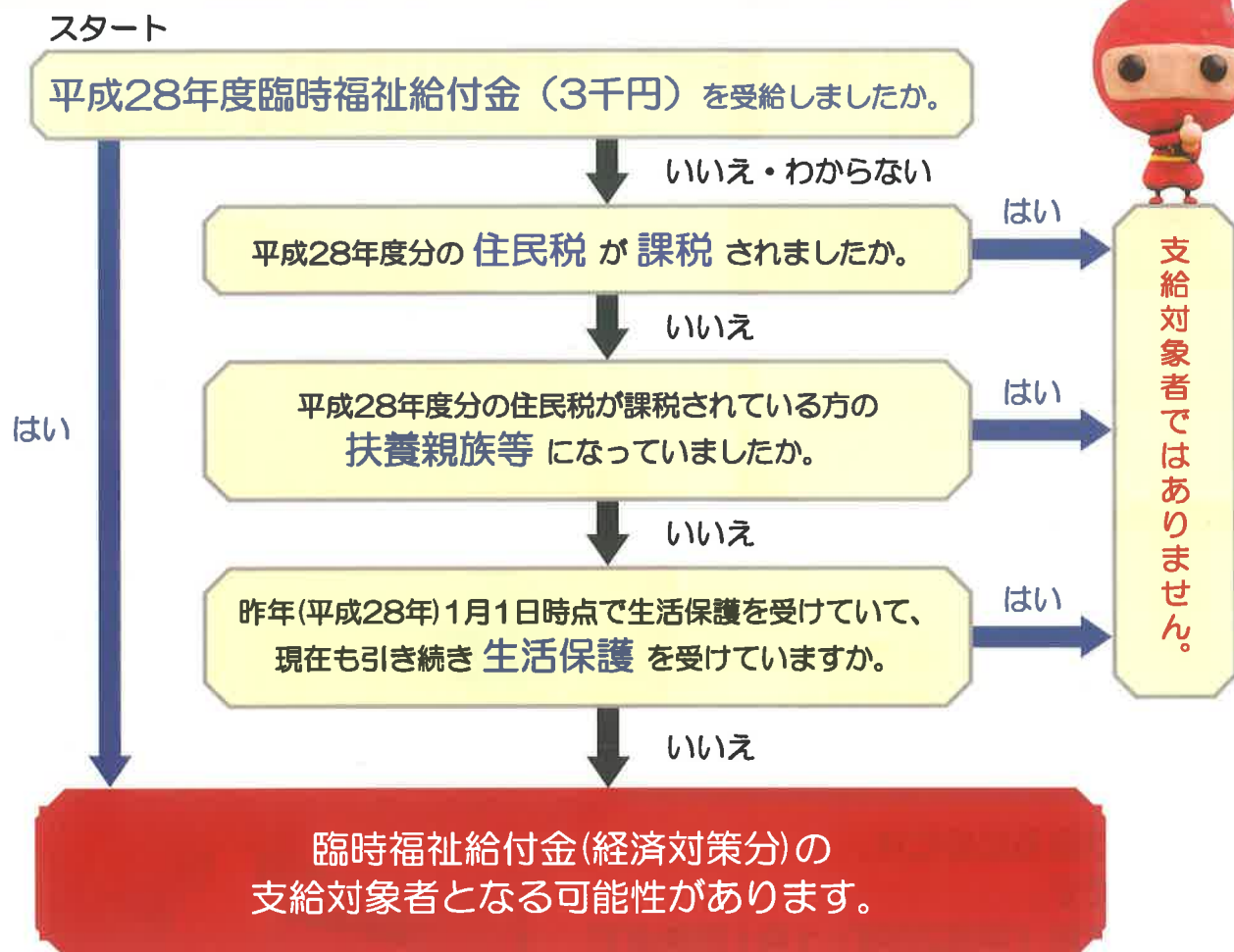
市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または福祉相談専用電話(＃9110))にご連絡ください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給対象者の方

支給対象者診断チャート



支給額

1人につき **15,000円** ※支給は1回です。



申請方法

○臨時福祉給付金（経済対策分）を受け取るためには、郵送または窓口で申請が必要です。

○申請先は、昨年（平成28年）1月1日時点で住民票がある市町村です。

（平成28年以降に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。）

○支給対象者には、4月上旬に申請書を送付します。

申請受付期間は 平成29年4月10日(月)～7月10日(月) です（※土日祝祭日を除く）。

○申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。

○詳細は、「広報よみたん」や

厚生労働省の特設ホームページ（「カクニンジャ」で検索）をご確認ください。

※平成28年度の税の申告がされていない場合は非課税かどうかの判断ができない為、給付金を支給することができません。税務課での申告が必要となります。

※村外の方に税扶養されている方は、扶養者の非課税証明書が必要です。

※扶養者が課税の場合は、給付金対象外となります。